

平成18年4月28日

財団法人 財政会計基準機構
企業会計基準委員会 殿

東京印刷工業厚生年金基金
(東京都中央区新川1-5-13)

「厚生年金基金に係る交付金の会計処理に関する当面の取扱（案）」
に対する意見

平成18年3月16日に公開・コメントの募集が行われた、実務対応報告公開草案第21号「厚生年金基金に係る交付金の会計処理に関する当面の取扱（案）」について、下記のとおり意見を提出する。

記

平成16年厚生年金保険法の改正により、厚生年金基金の設立企業が厚生年金基金の代行部分について最低責任準備金を超えて負担することがなくなったことから、企業の代行部分に対する責任が根本的に変化した。

このことから、本公開草案に強く反対するとともに、代行部分については「退職給付会計基準の対象外」とするか、あるいは退職給付会計基準の対象にする場合は、「債務を最低責任準備金とする」よう早急に見直されたい。

以上